

改元に関わるQ & A

Q 1	「平成」表記の帳票・書式はそのまま使用できるのか。
A 1	2019年5月以降も、「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただけます。 例えば、2019年6月1日付で使用するには、平成31年6月1日と表記して、ご使用ください。
Q 2	「平成」表記の帳票・書式の旧元号を新元号に訂正する場合、訂正印が必要か。
A 2	「平成」表記の帳票・書式はそのままご使用いただけますが、訂正する場合は、「平成」に二重線を引き、「令和」とご記入ください。旧元号を訂正いただく場合の訂正印は不要です。 (例) 2019年6月1日の日付を記入する場合 ①平成31年6月1日 令和 ② 平成 1年6月1日 令和 ③ 平成 元年6月1日
Q 3	新元号の帳票・書式を改元後すぐに使用したい。
A 3	新元号の帳票類をご用意するまで一定のお時間をいただきます。 大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。
Q 4	手形・小切手はそのまま使用できるか。
A 4	2019年5月以降も、振出日・支払日を問わず、「平成」表記の手形・小切手類はそのままご使用いただけます。ご使用の際は以下の要領でご記入ください。 (例) 2019年6月1日の日付を記入する場合 ①平成31年6月1日 令和 ② 平成 1年6月1日 令和 ③ 平成 元年6月1日
Q 5	「平成」が記載されている帳票・様式類は訂正印が必要か。
A 5	訂正は不要ですが、お客さまが新元号に訂正する場合は「平成」に二重線を引き、新元号「令和」とご記入ください。訂正印は原則不要です。
Q 6	新元号の手形・小切手を改元後すぐに使用したい。
A 6	新元号の手形・小切手帳をご準備するまで、一定の期間をいただく予定です。 新元号発表後も、当面の間は、「平成」表記の手形・小切手帳を発行させていただくことになります。大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。
Q 7	5月以降、市役所等から住民票等を発行したが日付が「平成31年」だが大丈夫か？
A 7	大丈夫です。有効な証明書として受付いたします。 本年5月以降、市役所等から発行される証明書の日付が「平成31年」であっても、有効な証明書として取扱います。